別表七㈠の表中「

欠損金の繰戻し額	

」を「

欠損金の繰戻し額	

」に、「

災害により生じた損失の額	資産の滅失等により生じた損失の額	5	円	円	
	被害資産の原状回復のための費用の額	6			
	計 (5)＋(6)	7			
保険金又は損害賠償金等の額		8			
差引災害により生じた損失の額 (7)－(8)		9			
繰越控除の対象となる損失の額 ((⑷の③）と（⑼の③）のうち少ない金額)		10			

」を「

災害により生じた損失の額	資産の滅失等により生じた損失の額
	被害資産の原状回復のための費用の額
	計 (5)＋(6)
保険金又は損害賠償金等の額	
差引災害により生じた損失の額 (7)－(8)	
繰越控除の対象となる損失の額 ((４の③）と（９の③）のうち少ない金額)	

」に改め、同表の記載要領第１号中「又は」を「若しくは」に、「の規定」を「又は震災特例法第15条（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）若しくは第16条（仮

5	外　　円	外　　円	外
6	外	外	外
7	外	外	外
8	外	外	外
9	外	外	外
10			外

」

決算の中間申告による所得税額の還付）の規定」に改め、同第三号を同第四号とし、同第二号の次に次の一号を加える。

「当　期　控　除　額
3　(別表四「41の①」－(別表七㈡「11」又は「22」)を限度)　(2)　の欄の記載に当たつては、震災特例法第15条第６項の規定の適用を受ける場合には、別表四「41の①」の外書の金額を「別表四「41の①」」の金額に加算して計算すること。」

別表七㈠の記載要領に次の一号を加える。

５　「災害により生じた損失の額の計算」の各欄の外書には、震災特例法第15条第１項の規定の適用を受ける場合又は震災特例法第16条第２項の規定による還付を受けようとする場合に、東日本大震災（震災特例法第２条第１項（定義）に規定する東日本大震災をいう。別表七の二付表二の二において同じ。）に係る金額を記載すること。この場合において、仮決算による中間申告により既に震災特例法第15条第１項の規定による還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額があるときは、「差引災害により生じた損失の額 (7)－(8)　(9)」の「計 ①＋②　③」の欄の外書には、当該金額を控除した金額を記載すること。

別表七㈠付表一の記載要領に次の一号を加える。

９　令第112条第５項（同条第８項において準用する場合を含む。）に規定する支配関係事業年度以後の事業年度（同条第５項に規定する対象事業年度に限る。）に震災特例法第15条第１項（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定の適用に係る同項に規定する震災欠損事業年度（以下別表七㈠付表三までにおいて「震災欠損事業年度」という。）がある場合の記載は、次によること。

「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る欠損金額　(1)　(6)　の欄（当該震災欠損事業年度に係る部分に限る。）の記載に当たつては、当該震災欠損事業年度において生じた欠損金額のうち震災特例法第15条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額を「(8)」の金額から控除して計算すること。
(8)－(12)　」